

看 護 課

1. 看護師特定能力認証制度について

チーム医療を推進する観点から、日本の実情に即した医師・看護師等の医療スタッフの協働・連携の在り方について検討するため、平成 21 年度に「チーム医療推進に関する検討会」(座長：永井良三 東京大学大学院医学研究科 教授)を開催し、平成 22 年 3 月 19 日に報告書を取りまとめた。

当該報告書においては、①各医療スタッフの専門性の向上、②各医療スタッフの役割の拡大、③医療スタッフ間の連携・補完の推進という方向を基本とし、様々な取組を進める必要があると提言された。

それらの具体的方策の実現に向けた検討を行うものとして、様々な立場の有識者で構成される「チーム医療推進会議」(座長：永井良三 東京大学大学院医学研究科 教授)を平成 22 年 5 月 12 日に設置し、その下に「チーム医療推進方策ワーキンググループ(平成 22 年 10 月 4 日設置)」(座長：山口徹 虎の門病院長)及び「チーム医療推進のための看護業務検討ワーキンググループ(平成 22 年 5 月 26 日設置)」(座長：有賀徹 昭和大学病院長)を設置して詳細な検討を行っている。

看護師の役割拡大や業務範囲については、「チーム医療推進のための看護業務検討ワーキンググループ」において、看護師の業務範囲、「特定の医行為」の範囲、特定看護師(仮称)の要件や特定看護師(仮称)養成課程の認定基準等に関する検討を行うため、「看護業務実態調査」や「特定看護師(仮称)養成調査試行事業」及び「特定看護師(仮称)業務試行事業」を実施して、実証的データ等を収集しながら議論しているところである。

平成 23 年 11 月 7 日に開催した「第 17 回チーム医療推進のための看護業務検討ワーキンググループ」において、「看護師特定能力認証制度骨子(案)」として、看護師特定能力認証制度の枠組みを提示した。

また、社会保障審議会医療部会(第 24 回～26 回)においても、看護師特定能力認証制度の枠組みとともにチーム医療推進会議の意見を基に議論し、看護師が能力を十分に発揮するためにも、公的認証を含め一定以上の能力を認証する仕組みは重要であり、この認証の仕組みの在り方については、医療現場の実態を踏まえたものとする必要がある等の意見が示された。

税と社会保障の一体改革における基盤整備のための一括的な法整備の一環として対応する必要があるため、厚生労働省としては、今通常国会以降の速やかな法案提出に向けて、関係者の意見を聴きながら鋭意検討することとしている。

(資料(Ⅱ) 1)

2. 看護教員の養成に係る講習会等について

看護基礎教育に重要な役割を果たしている看護教員の養成に係る講習会等について、平成 23 年度及び平成 24 年度の取組みは以下のとおりであり、引き続き看護教育の推進にご協力いただきたい。

(1) 受講しやすい仕組みの検討について

「今後の看護教員のあり方に関する検討会報告書」（平成 22 年 2 月）等において、看護教員養成講習会の未受講教員解消への当面の改善策として、講習会のブロック単位での開催、通信制の導入等が提言されている。

そこで、看護教員の質・量の双方の充実とともに、未受講教員の解消を目的として、専任教員養成講習会に e ラーニングを導入することとし、現在、平成 25 年度の導入に向け、「e ラーニングを導入した専任教員養成講習会の効果的な実施方法に関する検討会」を開催して検討を行っている。

各都道府県におかれては、未受講教員の解消に向けた本取り組みについてご了知いただきたい。

(資料(Ⅱ) 2)

(2) 看護教員に関する講習会の開催促進について

平成 23 年度の看護教員に関する講習会は、初めて「専任教員養成講習会及び教務主任養成講習会ガイドライン」に基づいて実施された。専任教員養成講習会が 11 都道府県で、教務主任養成講習会は 1 県（福岡県）で実施された。

平成 24 年度は、専任教員養成講習会が 19 都道府県で、教務主任講習会は 1 県（福岡県）で、また、実習指導者講習会は 40 都道府県で開催予定である。

各都道府県におかれては、安定的に専任教員、教務主任を養成するために、引き続き講習会の開催及び受講を促進していただきたい。また、開催した都道府県からは、「専任教員養成講習会及び教務主任養成講習会ガイドライン」（平成 22 年 4 月 1 日）に示した講習計画、運営の評価を行うとともに、評価結果を踏まえたご意見を寄せていただきたい。

(資料(Ⅱ) 3)

(3) 関連経費等の財政支援について

平成 22 年度と平成 23 年度に、看護教員養成講習会事業の補助単価を大幅に増額するとともに、保健師・助産師教員の養成の実施に対する加算や教務主任の養成に対する補助を設け、ま

た、他の都道府県からの受講生の受入れを促進するため、受け入れた場合の補助額の加算を設ける事業の充実強化を図ったところであり、平成 24 年度予算案においても引き続き支援を行う予定である。

また、上記（１）に係る e ラーニングについては、平成 25 年度の導入に向けて、平成 24 年度予算で基盤整備を行う予定である。

3. 看護師等の「雇用の質」の向上のための取組みについて

平成 22 年 11 月に、細川厚生労働大臣（当時）の指示により、厚生部局と労働部局の関係局長及び関係課長をメンバーとした「看護師等の『雇用の質』の向上に関する省内プロジェクトチーム」が設置され、労働時間管理の適正化等、看護師等の勤務環境や雇用管理の改善に関することについて検討した。

平成 23 年 6 月には、「職場づくり」「人づくり」「ネットワークづくり」に取り組むこととする報告書を取りまとめ、併せて、医政局、労働基準局、職業安定局、雇用均等・児童家庭局及び保険局の 5 局長連名による通知を、都道府県労働局長、都道府県知事及び関係団体宛に発出した。

ア. 報告書の概要

医療機関等においては、看護師等の確保に向けた勤務環境の改善等について、既に様々な主体的な取組が進められてきている。厚生労働省において、関係団体との密接な連携の下、こうした医療界の取組の幅広い展開や効果的な促進等に取り組む、“魅力ある職業”のための「職場づくり」、「人づくり」、「ネットワークづくり」を推進する。

○ 勤務環境の改善（職場づくり）

労働時間等の改善や、看護業務の効率化、多様な働き方が可能な環境の整備

○ 人材の育成・確保（人づくり）

継続的なキャリア形成と資質の向上、就業の促進

○ 地域における推進体制の整備（ネットワークづくり）

関係者が協働して、地域の医療従事者の勤務環境の改善等に取り組む恒常的な連絡協議の場を設ける

イ. 平成 24 年度取組み

23 年度取組のフォローアップを行い、平成 24 年度以降も、PT 構成部局等の有機的な連携による取組を強化・継続する。

○ 平成 24 年度予算案の内容

平成 22 年度から実施している「短時間正規雇用看護職員の多様な勤務形態導入支援事業」を見直し、平成 24 年度予算案では、多様な勤務形態の導入など就労環境改善のための取組に対する支援に加え、看護業務の効率化や職場風土改善等についての病棟師長等への研修事業に対する支援を行う「看護職員の就労環境改善事

業」(医療提供体制推進事業費補助金 250 億円の内数)を盛り込んでいるので、各都道府県におかれては、これらの事業を活用するなどして医療機関を支援することで、積極的に看護職員確保対策へ取り組んでいただきたい。

(資料(Ⅱ) 4)

ウ. 参考－看護職員就業状況等実態調査(平成23年3月31日)

(資料(Ⅱ) 5)

4. 被災地の看護職員確保について

東日本大震災被災地での医療提供体制を確保するため、各都道府県や関係団体から、保健師、看護師等の看護職員の派遣等の支援を受けながら、看護職員の流出の防止や、被災した看護職員の雇用の確保といった対策を講じている。

被災県では依然として看護職員が不足しており、都道府県ナースセンターが実施しているナースバンクのインターネットサイト「e-ナースセンター」では、被災県の求人情報を掲載し、広く就業希望者を募っているので、関係機関に周知いただく等、引き続き看護職員の確保に関しご協力いただきたい。

なお、福島県の原発周辺地域における病院看護職員の不足が長期化していることから、福島県において、首都圏の看護学生等を対象とした就職フェアや病院見学会を本年3月より実施する予定である。本件について、福島県より案内があった際には関係者へ周知いただきたい。

(資料(Ⅱ) 6)

5. 「看護の日」等について

(1) 「看護の日」及び「看護週間」について

「看護師等の人材確保の促進に関する法律」は、看護師等の養成、処遇の改善、資質の向上、就業の促進等について、看護に対する国民の関心と理解を深めることに配慮しつつ図るための措置を講ずること等を目的としている。

これに関連し、厚生労働省では、5月12日を「看護の日」、5月12日を含む1週間を「看護週間」として、全国的に一日看護体験などの行事を開催し、看護の普及啓発に取り組んでいるところである。

○ 平成24年度の中央事業は、「忘れられない看護エピソード」の表彰式を東京都で開催する予定である。

当該エピソードは、現在募集中(平成23年11月15日(火)～平成24年2月29日(水))となっており、広報等についてご協力をお願いいたしたい。

○ また、各都道府県におかれても、看護の普及啓発に関する事業への積極的な取り組みをお願いいたしたい。

(資料(Ⅱ)7)

(2) 「日本看護サミット」について

日本看護サミットは、政治、行政、職能団体、教育、現場のトップが集まり、看護の機能と役割を公に宣言するとともに、看護職の社会的評価を高めることを目的に都道府県が主体となり開催されているところ。

17回目となる平成24年は、青森県での開催が決定しており、主催県を除く各都道府県におかれては、広報等へのご協力をお願いいたしたい。

6. 経済連携協定（EPA）に基づく外国人看護師候補者の受入れについて

（1）各国からの受入れ状況について

現在、EPAに基づく看護師候補者の受入れを既に実施している国は、インドネシアとフィリピンの2カ国である。

また、昨年10月31日に日・ベトナム首脳会談においてベトナムからの看護師候補者受入れについて基本合意している。

○インドネシア

平成20年7月に発効した日インドネシアEPAに基づいて平成20年度から看護師候補者の受入れを開始し、これまでに363人を受け入れ、17人が看護師国家試験に合格したところである。

受入れ開始5年目となる平成24年度の看護師候補者受入れ人数枠については、最大で200人である。

○フィリピン

平成20年12月に発効した日フィリピンEPAに基づいて平成21年度から看護師候補者の受入れを開始し、これまでに209人を受け入れ、2人が看護師国家試験に合格したところである。

受入れ開始4年目となる平成24年度の看護師候補者受入れ人数枠については、最大で200人である。

○ベトナム

現在、法的拘束力を有する両国間の文書に関して本年3月までに結論に達するよう交渉を行っているところである。

看護師候補者の受入れに関しては、次のような基本的枠組みについて両国間で一致している。

- ・看護師候補者となるためには、基本的に現地でしかるべく日本語研修を受けることを前提とした上で、一定の日本語能力を有することを条件の一つとする。
- ・訪日後は、資格取得のため、これまでの我が国が締結したEPAと同様の期間及び滞在資格において滞在を認めるなどの扱いを行う。

（2）EPAに基づく看護師候補者に対する支援について

EPAに基づく看護師候補者の受入れについては、二国間の協定で定められた期間内に看護師の資格を取得し、引き続き我が国で就労することを目的としており、入国後、受入れ施設において国家資格取得に向けた研修を適切に実施することが重要である。

しかしながら、候補者が必要な日本語を十分に習得していないケースが多く、受入れ施設が研修実施に苦慮していたこと、また、受入れ負担となっていたことから、平成 22 年度より以下の支援策を実施、継続させている。

○候補者に対する学習支援

平成 24 年度予算案においては、平成 23 年度に引き続き、

- ・ e ラーニング学習システムによる自己学習の支援
- ・ 模擬試験による習得状況の把握や苦手分野等を補完する集合研修を定期的実施
- ・ 専門家によるアドバイスや巡回訪問による対面での学習指導を実施
- ・ 看護師資格を取得できずに帰国した候補者の再チャレンジ支援（模擬試験の実施等）

等に必要な経費を計上している。

○受入れ施設に対する研修支援

平成 24 年度予算案においては、

- ・ 就労上必要な日本語能力の向上を図るため、日本語学校等への修学又は講師の派遣による研修の実施等に係わる経費を支援（医療提供体制推進事業費補助金 250 億円の内数として計上、候補者 1 人当たり 117 千円）
- ・ 受入れ施設の研修支援体制の充実を図るため、研修指導者経費、物件費等を支援（医療提供体制推進事業補助金 250 億円の内数として計上、1 施設当たり 461 千円）

に必要な経費を計上している。

今後とも引き続き、EPA に基づく看護師候補者に対して必要な支援策を講じていく。

（3）看護師候補者の滞在期間の延長について

「包括的経済連携に関する基本方針」における「国を開く」という観点から、また、相手国との関係で一定の外交上の配慮が求められる状況の下、一定の範囲の外国人看護師候補者が、協定外の枠組みにおいて、協定に基づく滞在期間を超えて日本で就労・研修を継続し国家試験を受験する機会を特例的に 1 回に限り得られるようにするため、昨年 3 月 11 日に「経済連携協定（EPA）に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士の滞在期間の延長について」を閣議決定した。

具体的には、本格的な学習支援が開始される前の平成 20 年度又は平成 21 年度に入国した外国人看護師候補者については、一定の条件に該当した場合には、手続及び審査を経て、1 年間の追加的滞

在を認めることができることとした。

この決定により、今年度で滞在期間満了となる平成 20 年度入国の看護師候補者で、滞在期間の延長を希望し、かつ条件に該当するうち 27 名が審査を経て、現在も各受入れ施設で就労、研修しながら看護師国家試験の合格を目指している。

(資料 (Ⅱ) 8)

7. 平成24年度看護職員確保対策等予算（案）について

平成24年度予算案の具体的な内容は、以下のとおりである。

(1) 平成24年度都道府県看護関係予算について（統合補助金）

都道府県を補助先としている病院内保育所運営事業や新人看護職員研修事業等の補助金については、「医療提供体制推進事業費補助金（250億円）」として、救急医療対策、地域医療確保対策、設備整備関係の各事業とともに各事業間で融通可能な仕組みとした。

各都道府県におかれては、「第七次看護職員需給見通し」の達成へ向け、重点的に取り組んでいただきたい。

(2) 地域自主戦略交付金（看護師等養成所施設整備事業等）について

地域主権戦略大綱（平成22年6月22日閣議決定）を受けて、本年度以降段階的に導入された同交付金は、平成24年度予算編成の基本方針（平成23年12月25日閣議決定）で、「補助金等の一括交付金化を更に進め、対象事業の拡大を図る」と整理された。

この方針を受け、看護師等養成所施設整備事業等については、平成24年度から一括交付金の対象とし、内閣府が計上する「地域自主戦略交付金」により対応することになったことから、各都道府県におかれては、「第七次看護職員需給見通し」の達成へ向けて的確に取り組んでいただきたい。

（資料（Ⅱ）9、11）

(3) 看護師等養成所運営費の交付決定後不用について

看護師等養成所運営事業については、例年、多額の交付決定後不用が生じているが、その理由は、「総事業費」及び「寄付金その他収入額」について誤った解釈に基づき申請を行っていたものを実績報告において是正したため不用となったケースなどである。予算額を確保しながら、結果として使わない事態を惹起している。

都道府県担当者においては、効率的な予算、補助金の適正な執行の趣旨を踏まえて、申請段階においても、看護課長通知（平成11年6月16日付看第26号）に留意するとともに、補助事業者等に対しても周知されるようお願いする。

(4) 一般財源化されている事業について

看護師等修学資金貸与事業、都道府県ナースセンター事業、看護師等養成所運営事業（公立・公的立）や病院内保育所運営事業（公立・

公的立)は、平成9年の地方分権推進委員会第2次勧告や平成18年度の三位一体改革により一般財源化されているところであるが、いずれも、看護職員確保の観点から重要な事業である。

都道府県ナースセンター事業を例にとると、各県の財政措置状況は別に示すとおりである。(資料(Ⅱ)10)

各都道府県においては、一般財源化された趣旨を十分理解いただき、引き続き事業実施に必要な予算の確保をお願いします。